

各 位

盛岡信用金庫

「パートナーシップ構築宣言」の制定について

盛岡信用金庫（理事長 浅沼 晃）は、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携に向けた取組みを促進することを目的として、「パートナーシップ構築宣言」を制定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 制定日

令和6年5月10日（金）

2. 宣言内容

別紙のとおり

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

盛岡信用金庫 企画部

（担当：川畑・新谷）

電話番号：019-623-2221



あなたのそばに もっと身近に

盛岡信用金庫



「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当金庫は、地域経済の現状および課題を適切に認識し、地域で事業を営む中小企業・小規模事業者の皆様が抱えている経営課題に対し、細やかに対応するための態勢整備を実施してまいります。併せて、ビジネスマッチング等により販路拡大など、取引先の本業支援を行ってまいります。

また、取引先の様々な悩み・課題に対し、営業店と本部が一体となり、外部機関との連携も図り、より実効性のある支援に取り組んでまいります。

b. IT実装支援

当金庫は、取引先のITツール等を活用した生産性向上、業務の効率化・合理化に向け、意見交換等を通じて取引先の抱える課題を明らかにし、提携企業とともにDX化支援に積極的に取り組んでまいります。

c. グリーン化の取組

当金庫は、脱炭素化の実現に向け、ファイナンス支援や再生可能エネルギー事業への参画などを通じて、地域循環型の持続可能な地域社会の実現に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当金庫は、「地域社会の発展と、ゆたかな暮らしづくりを目指して」という基本理念のもと、地域の皆さまから「愛され」「信頼される」地域金融機関として、経営の健全性を確保し、より良質な金融商品とサービスの提供に努めてまいります。

2024年5月10日

盛岡信用金庫

理事長 浅沼 晃

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。